

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年4月27日

**【会社名】** 株式会社ストリーム

**【英訳名】** Stream Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 劉 海 涛

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役管理本部長 竹 下 謙 治

**【本店の所在の場所】** 東京都芝二丁目7番17号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 劉 海濤及び取締役管理本部長 竹下 謙治は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成24年1月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び全ての連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の予算金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高予算の概ね2/3を占める事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売上高」、「売掛金」及び「たな卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、平成24年1月31日現在の当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

### 記

当社において不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。当社の過去の不適切な会計処理の疑義に関し、事実の把握及び不正行為の有無の把握、責任の所在について、平成24年2月10日に設置した外部の専門家で構成される第三者調査委員会により、厳正かつ徹底した調査をおこないました。当該調査により、当社の平成20年1月期から平成23年1月期における仕入値引（リベート）の過大計上及び過小計

上による過大計上の取り崩しが行われていた事実、及び、仕入値引不正計上による買掛金残高に多額の違算が生じている事実等の不適切な会計処理が行われていることが判明いたしました。なお、第三者調査委員会の調査結果の概要は、平成24年3月19日に当社ホームページにて公表されております。

本件に対する当社の対応として、平成20年1月期以降の決算を訂正し、平成20年1月期から平成23年1月期の有価証券報告書、平成20年1月期及び平成21年1月期の半期報告書及び平成22年1月期から平成24年1月期第3四半期までの四半期報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

本件については、当社の営業責任者であった元専務取締役が業績に対する強いプレッシャーに晒され、又、取引先等の期待に応えたいという気持ちが強く出た等により実行されたものですが、当社の全社的內部統制において、業務処理が過度に集中し職務分掌が不十分であり、統制環境に不備があること、また、仕入計上及び仕入値引（リベート）に係る業務プロセスにおいて一部の仕入先につき仕入計上データと請求データとの照合に係る統制手続に不備があること、併せて担当部門と管理部門間の相互牽制、モニタリングが不十分であることによるものと認識しております。

当事業年度末日までに重要な欠陥が是正されなかった理由は、本件疑義の認識及び第三者調査委員会による調査を平成24年2月から平成24年3月にかけて行ったことから、評価結果に関する事項に記載した不備について、是正措置、再発防止策を当事業年度末日までに完了することができなかったためであります。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、重要な欠陥を是正するために、第三者調査委員会からの提言をふまえて、是正措置、再発防止策を講じ、内部統制の一層の強化に着手しております。

財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するための措置を以下のように考えております。

1. コンプライアンスに関する意識向上
  - (1) 外部有識者を招いた研修制度の充実
  - (2) 行動指針等の周知の徹底
  - (3) アンケートの実施
  - (4) 内部通報制度の一層の周知徹底
2. 内部統制プロセスの一層の強化
  - (1) リベート計上プロセスの見直し
  - (2) 買掛金違算原因の明確化と管理体制の構築
3. 再発防止のための管理体制の一層の強化
  - (1) 経営管理部門の強化
  - (2) コンプライアンス委員会の設置と内外での連携
  - (3) モニタリング機能の強化

以上

#### 4 【付記事項】

該当事項はありません。

#### 5 【特記事項】

該当事項はありません。